平成２２年（フ）第７８９号
埼玉県越谷市大成町７丁目36番地２
債務者　西畑　光輝
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西３丁目26番地９
債務者　角谷　昌彦
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４６６号
千葉市稲毛区柏台１番４棟105号
債務者　外山　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６３０号
千葉県船橋市高根台７丁目14番１―303号
債務者　飯塚レナラフルこと　イイヅカレナラフル
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０７号
千葉市中央区浜野町1025番地621　グリーンハイツ浜野203号
債務者　遠山　隆司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
千葉県市川市柏井町１丁目2203番地　市川柏井第２県営住宅１棟409号
債務者　渡邉　和美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２号
千葉県香取市下小堀55番地３
債務者　谷口　静枝
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第７０号
名古屋市中川区助光２丁目701番地　県営助光住宅１棟615号
債務者　齊藤　雅夫
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２号
滋賀県長浜市大路町946番地３
債務者　中嶋　政隆
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３１５０号
札幌市西区八軒８条西３丁目１番９号　植村マンション10号
債務者　熊谷　綾子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９４９号
札幌市清田区平岡５条４丁目８番１号　プラム21―101号
債務者　佐藤　眞哉
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９９５号
札幌市白石区中央２条５丁目６番11号　第一栄荘101号
債務者　本村　了子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６３号
札幌市北区北33条西２丁目２番21号　北33条ビル301号
債務者　藤田　順子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０４号
札幌市豊平区平岸１条17丁目４番14号
債務者　平川　紀子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１１４号
札幌市北区麻生町１丁目２番28号　ノースクリエイト麻生A101号
債務者　阿部初男こと　牟　　鍾麒
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１１９号
札幌市白石区菊水３条１丁目８番３―308号
債務者　徳田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１２６号
札幌市白石区菊水６条３丁目１番21号　マンション春７号
債務者　小田原弘美（旧姓山田・山本）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部